基本方向3 こども・青少年や子育て家庭のセーフティネットを確立します

基本施策(1) 施策1 児童虐待の発生を予防し、早期に発見し、対応する仕組みを充実 します

【重点施策 11】児童虐待の発生を予防し、早期に発見、対応できる仕組みづくり

事業名			概	要		
北区	ソーシャルワーカーを区独自で配置し、未就学児が利用する保育施設や幼稚園な					
ソーシャルワーカ	どへ派遣することで、これまで埋もれていたさまざまな課題等について早期発見・					
ーによる保育施設	早期着手が可能となることをめざす。					
へのアウトリーチ	₩ ₩	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
事業	対象年齢	0				
都島区	地域の状況	兄を常時把握可	能な「地域子育	育て連絡員」を	配置し、支援	を要する保護
重大な児童虐待ゼ	者やこどもの)相談窓口とな	るとともに、E	日常的な状況把	握をもとに子 ^っ	育て支援室に
口に向けた地域子	つないでいく	ことにより虐	待防止を図り	ます。	T	
育てアシスト事業	计各左龄	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢		対	象年齢の区分な	î L	
<u>中央区</u>	区内には力	√規模な繁華街	があり、親の召	友間就労等に起	図因した、ネグ	レクト等の児
ネグレクト児童等	童虐待のリス	マクを抱える児	童や世帯の存	在が想定されま	ますが、こども の	の居場所事業
への寄り添いサポ	を実施してい	\る民間団体等	との連携を強々	化し、ネットワ	ークを拡大す	ることにより
ート事業	実態を把握し	、児童虐待の!	リスクを抱える	5児童や世帯の	発見につなげ	ます。さらに、
	こういった児童や世帯に対して専門スタッフを派遣し、寄り添いながら支援できる					
	仕組みを構築します。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢の区分なし					
西区	3 か月児優	建診まで助産師	を定期的に派	遣して支援を行	テう「専門的家」	庭訪問支援事
児童虐待ハイリス	業(こども青		業)」を受けた	養育者で、継	続的な育児支持	援が必要とな
ク産婦への支援事	る方を対象に	こ、助産師の訪	問による支援を	を1歳まで実施	することで、	育児に対する
業	不安感等の転	Y減を図るとと	もに、児童虐待	持防止や次世代	を担う乳児の位	建全育成を図
	ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		0				
<u>港区</u>		稚園への巡回等				
児童虐待未然防		怪に相談できる				
止・早期発見事業		待リスクの判題				対応力を高め
関係機関との連携	ることで、児	記童虐待の未然 T	防止・早期発』	見の強化を図り)ます。 	T
強化	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		0				
大正区		身ゼロをめざし 			すべてのこど	もたちの状況
大正区版ネウボラ	を把握し、ち	別れ目ない支援 ┏				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
		0	0	0		

事業名			概	 要			
天王寺区	潜在的な虐待の可能性の発見と未然防止をめざすため、子育ての不安を気軽に相						
子育て家庭におけ	談したり、同じ悩みを持つ親同士の情報交換を行える場をつくり親子へのケアを強						
る潜在的リスクへ	化するととも	に、認可外保	育施設を含む目	民間保育施設等	をの情報交換	・連携強化に	
のアプローチ事業	よりセーフラ	ーィネットを構	築します。				
	11.4 - 11.4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢	0					
浪速区	保健師や傷	ミ育所・幼稚園:	等が発見した図	固りごとをかか	へえる世帯に対	して、区に配	
就学前児童サポー	置する専門の	職員が福祉的	な支援を行い	ます。このこと	により、児童	虐待の未然防	
ト事業	止や重篤化の	防止に努めま	す。				
	+1.45 /= \psi\	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢	0					
東淀川区	児童虐待の	未然防止のた	め、3歳児健康	東診査以降から	就学まで切れ	目なく、子育	
東淀川区4・5歳	てに関する団	目りごとや発達	上の心配ごとの	のある養育者に	こ対して、相談	しやすい個別	
児就学前子育て相	対応を拡充し	,、きめ細やか	な対応が可能な	な体制づくりを	構築します。	また、伴走型	
談事業	支援を行うことで良好な親子関係を保持し児童の発達を促すとともに、不登園や不						
	登校、自傷他害などの二次障がいを予防し、児童虐待の発生を防止します。						
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	刈象牛剛	0					
東淀川区	要保護児童	重対策地域協議	会のケースに	取り上げるまで	でには至らない	が、要観察す	
児童虐待防止のた	べきこどもに	ついて、保育	所・幼稚園の旅	施設長等でスク	リーニングし	、現場での保	
めの保育所・幼稚	育·個別支援	や保健福祉分野	野での支援を検	討したうえで	、職員会議等で	ご共有します。	
園版こどもサポー	また、巡回す	る職員も参画す	するとともに、?	適切に関係機関	関や地域等につ	かなぐことで、	
トネット事業	社会全体で子	子育て支援を行	うとともに、🛭	区全体の共通説	関を見つけ出	し、社会全体	
	で支えます。	Т	T		Т		
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	7.137、十周1	0					
東淀川区	こども青少	>年局所管事業	の「専門的家庭	達訪問支援事業	⑤」の対象が、	3か月児健診	
助産師による専門	までのところ	を1歳まで延	長し、伴走的え	支援を継続する	ことで、地域	子育て支援サ	
的相談事業	ービス等に繋	⁸ ぐなど養育者	の社会的孤立	を防ぎ、セルフ	ケア能力が高	まり育児に対	
	する自信や楽	¥しみを感じら	れるようなき	め細やかな支持	爰を行うことに	より、児童虐	
	待を未然に防	上します。	T		T		
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	小」外十四川	0					

事業名			概	要			
生野区	子育て支援 CSW(コミュニティソーシャルワーカー)とその補助員を新たに配						
生野区こども地域	置し、小・中学校、保育園、医療機関、民間事業者とも連携した「生野区こども包						
包括ケアシステム	括ケアシステ	括ケアシステム」を構築します。地域に埋もれている虐待リスクの高いこども・妊					
	婦を発見し、	区の子育て支	援室等につなり	ずるとともに、	要保護児童対策	策地域協議会	
	等の会議に出	は席し、地域等	の見守りや支払	爰につなげる役	と割を担い、生!	野区の児童虐	
	待防止、子育	すて支援体制の	強化を図りま	す。			
	11.4 - 11.4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢	0	0	0			
住吉区	乳幼児健診	診時の問診票に	区独自の質問	 項目を設け、個	々のかかりつ	け医の情報を	
住吉区版「重大な	把握し、医療	機関との連携	のもと「住吉区	区版重大な虐待	ゼロに向けた	地域・医療連	
虐待ゼロ」に向け	携ネットワー	- ク(仮称)」を	と構築します。	また、区医師会	会等の協力を得	骨て、「住吉区	
た地域・医療連携	版重大な虐待	手ゼロに向けた	手引き」の作品	成や関係者へ <i>の</i>	研修を実施し	、虐待による	
ネットワーク事業	死亡事案ゼロ	1の状態を維持	します。				
	+1.45 /= \psi\	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢	0					
東住吉区	就学前の児童のいる家庭のうち、子育て支援情報が行き届きづらい家庭に区役所						
未就学児のための	がアプローチ	して情報を届	けます。それに	こよって家庭の)ニーズを把握	し、福祉制度	
子育て支援事業	等の利用を支	援することで	子育てを応援	します。			
	₩ 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢	0					
平野区	大きな社会	会問題となって	いる児童虐待	・DV を未然に	防ぐため、多	様な親の特徴	
親支援プログラム	や状況をふま	え、親自身が	子育てのスキル	レを身に付け、	問題に前向き	に対処できる	
事業	よう支援しま	きす。また、発	達障がいなどで	で、子育てのし	づらさを感じ	ている保護者	
	に対しても、	こどもの発達な	を促し、こども	の行動に上手に	こ対処できるこ	とを目的に、	
	子育てへの不	安感や孤立感	の解消をめざ	し前向きに子育	育てできるよう	支援します。	
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	刈象午即	0					
平野区	子育て支援	髪室の体制を強	化し、虐待リス	スクのある家庭	の保護者や児	童に対する支	
ももいろ子育てね	援を強化します。						
っと・ひらの(重大	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
虐待ゼロ)	入7 3X 十四 D	0	0	0			

基本施策(3) 施策1 こどもの貧困対策を推進します

【重点施策 13】こどもの貧困対策の推進

事業名			概	 要				
北区	不登校やひ) きこもりのこ	.,,		、 「居場所 を	、悩みを抱え		
<u></u> 子どもの居場所づ	│ │込んでいるその保護者にはその思いを共有できる「親たちの居場所│を設けます。							
くり支援事業	「学習支援」、「食の教育」などを通じて、孤独になりがちな世帯への長期的な支援							
	を行うことで、誰もが社会参加できるような地域づくりを進めることをめざしま							
	す。							
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	対象年齢		0					
大正区	学校の授業	美以外で学習機	会の少ない生活	活困窮家庭やび		児童、不登校		
 学習・登校サポー	や病気による	5長期欠席等に	より、学習機:	会を逃した児童	重生徒に、家庭	や学校等で、		
ト事業	学習支援や登	ど校支援等を実	施します。					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	対象年齢		0	0				
天王寺区	「こどもの)居場所」 等での	の活動を全市で	での課題でもあ	るこどもの学	力向上・精神		
こどもの居場所等	面の支援につ	なげるため、	居場所等におり	ナる学び・生活	サポーターの	活動を支援し		
における学び・生	ます。							
活サポート事業	1.1.65 / 15.4	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	対象年齢		0	0				
淀川区	生活保護受給家庭を含む生活困窮家庭において、子ども自立支援員等が掘り起こ							
子ども未来輝き事	した小中学生に事業者によるきめ細かい学習指導、体験学習、キャリア教育を実施							
業	します。これ	らの取組から	こどもの高等等	学校進学を後押	しし、大学進	学等の目標を		
	見据え将来の	対対の選択肢	を広げること	で貧困の世代	間連鎖を断ちり	刃ることをめ		
	ざします。							
	+1.6- /= #A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	対象年齢		0	0				
東淀川区	区内の「こ	どもの居場所	」を運営する国	団体、又は開設	を検討してい	る団体等に対		
「こどもの居場	し、運営上必	要な助言等を	行うことで安定	定した居場所 <i>σ</i>	運営を実現し	、放課後に居		
所」運営支援事業	場所のないこ	こどもたちが安	心して過ごせ	る場を作るとと	こもに、地域の	人たちとのつ		
	ながりの中で	で、こどもがい!	きいきと健やた	かに育つ環境で	がくりを行うこ	とで、健全な		
	青少年の育成	えを進めます。		T	T	T		
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	刈象牛即		0	0				
東淀川区	貧困の連鎖	単を解消するこ	とを目的として	て、困難な状況	2の世帯で育ち	、対人関係の		
東淀川区中学生勉	問題や不登材	交傾向のある中	学生を主な対	象として、自尊	感情を育成し	、意欲喚起を		
強会事業	促す「居場所	行」と、高等学	校進学を実現し	ノ、中退を防止	する「基礎的	な学力を形成		
	する場」を兼	をね備えた勉強	会を実施しま	す。		T		
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
	♪リ 3 代 十一圏巾			0				

事業名			概	要		
生野区	貧困の世代	代間連鎖を断ち	切るために、こ	どもたちが自	分の将来を前	向きに考える
生きるチカラまな	環境づくりを促進し、自らの力で未来を切り拓いていくために欠かすことのできな					
びサポート事業	い自尊感情の醸成を図ります。その環境づくりとして、「キャリア教育」や「性・					
	生教育」を支	援する「生き	るチカラまなび	バサポーター 」	の登録制度を	構築し、学校
	の要請に応し	ごて講師を派遣	量することによ	り、学校での	児童生徒への	「キャリア教
	育」、「性・生教育」の取組を支援するとともに、教員・保護者の合同研修の支援を					
	行います。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢		0	0		
生野区	中学校で放	文課後に塾等民	間事業者によ	る課外授業を行	ううと同時に、	ロールモデル
生きるチカラを育	(青少年に対	する見本)と	なる大学生等	による悩み・進	≛路相談を実施	言することで、
む課外授業	将来の夢や目	目標の具体化の	ための学ぶ大	切さへの気づき	を促し、進路	選択等につい
	て、生徒が具	体的に考えられ	れるよう支援を	と行います。こ	れにより、学習	習慣の定着、
	基礎学力の向	可上とともに、こ	こどもの自尊感	禁情を醸成し、料	将来の夢や進路	Rを自ら描き、
		「るのに必要な				-
		大阪市塾代助品	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		るようにする	ことで、受講
	者負担の軽減	成及び受講機会 ┏	·の拡充を図り	ます。 		
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
				0		
<u>旭区</u>		家庭要因によ				
あさひ学び舎事業		ロする高校進学				
		学習拠点・居場 *こ・4 % -				
		ブラムを通して				
	甲字生を高校	は単へ、高校 ┃				
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
旭区	+ ± ギ ± +	 よ家庭要因によ	1 職業知める	は労に対する音	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
<u>心に</u> 中・高生自立育み		・	, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 113100110
事業		・土冶体設色市 ミな分野で活躍				
71		、なガヺで治雌 ご情操面での成				
	200000	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	3 0497 76793	J == 79 J		H-TMJ	7.7、1 日 丁州
阿倍野区	「貧凩の道	<u>Ⅰ</u> 直鎖 を断ち切	<u>l</u> るため 生活尿		L 生等を対象に!	L 学習支援を行
<u>円間お足</u> こどもの「生きる		社会体験・キ				_
力」を育む事業		将来における				_
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢		2 2777	0		. 13 1 7 7 3
L		l	l		I	l

事業名	概要						
住之江区	「こどもサポートネット」と連携し、支援が必要な児童に対して放課後を中心に						
放課後学習チャレ	学習指導員に	よる学習を実	施することで、	基礎学力を向	上させ登校意	欲の向上につ	
ンジ教室事業	なげます。						
	1 1 67 6 1FA	乳幼児期 学童期 思春期 青年期 ポスト青					
	対象年齢		0				
住吉区	個別の学習サポートにより、生活保護世帯など経済的に困難な世帯の中学1・2						
すみよし学びあい	年生を中心としたこどもの勉強意欲を高め、学力の向上を図るとともに、高等学校						
サポート事業	への進学率ア	アップをめざし	ます。				
	11 4 1 to 11 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢			0			
西成区	西成区内で	ご「こども食堂	」を新たに開設	父又は運営する	団体、また、	こども食堂」	
こども食堂支援事	の関係者を編	苦びつけ、ネッ	トワーク化を行	テう団体に対し	、その事業に	要する費用の	
業	一部を補助す	-ることにより	、「こども食堂	」の新規開設	や活動促進を[図ります。	
	11 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		対象	象年齢の区分な	î L		

基本施策(3) 施策2 いじめや問題行動の未然防止、早期発見のための仕組みを充実します

【重点施策 14】いじめへの対応

事業名			概	要			
<u>北区</u>	スクールン	スクールソーシャルワーカー(SSW)を区独自で配置し、小・中学校へアウトリ					
スクールソーシャ	ーチすること	で、児童生徒	が日常生活のロ	中で抱えている	さまざまな悩	み、(いじめ、	
ルワーカー活用事	暴力行為、虐	辞など) に対	し、解決に向け	けた直接的支援	だけでなく、	本人や家族と	
業	の生活環境の)調整、児童生	徒が通学しや?	すいような支援	髪学級の準備、	福祉制度の活	
	用など、学校	で・家庭・地域の	の総合的な支援	爰を通して、学	校で抱えきれる	なかった課題	
	の解決をめさ	ごします。					
	11 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			
都島区	教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクー						
SSW(スクールソ	ルソーシャル	/ワーカーを配	置することに、	より、家庭基盤	姓の脆弱さや虐	待、学校での	
ーシャルワーカ	いじめ、その)他教育的、家	庭的要因によ	るこどもの課題	夏や問題を、学	½校、保護者、	
-) による子ども	関係機関が通	連携・協力して	、解決するこ	とを目的に実放	もします。		
相談事業	11 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			
港区	スクールン	ノーシャルワー	カーを区内市	立小・中学校へ	巡回・派遣し	、問題をかか	
スクールソーシャ	えた児童生徒	長及びその家庭	に対し、保健福	証センターを	はじめとした	関係機関等の	
ルワーカー巡回・	ネットワーク	を通じた福祉	施策の的確な	活用、当該児童	生徒が置かれる	た環境への働	
派遣事業	きかけなど、	きかけなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図ります。					
	+1.42 /T #^	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			

事業名	概要						
大正区	社会福祉等	社会福祉等の専門的な知識や教育分野に関する知識を有するスクールソーシャ					
スクールソーシャ	ルワーカーを	ルワーカーを区独自に雇用し、課題を抱える児童生徒及び家庭への支援のアセスメ					
ルワーカー活用事	ントを行い、	ントを行い、具体的な支援への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築・					
業	調整、学校に対しての課題解決のノウハウの伝授等を行うとともに、こどもサポー						
	トネットスク	ールソーシャ	ルワーカー、こ	こどもサポート	・推進員を総括	し、区の児童	
	生徒への支援	爰を円滑に進め	ます。				
	11 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			

基本施策 (3) 施策 3 不登校等の問題に適切に対応する仕組みを充実します 【重点施策 15】不登校への対応

事業名	概要						
港区	不登校の児童生徒を支援するため、モデル中学校とその中学校に進学する小学校						
不登校児童生徒ア	に対し、不登	校や不登校傾	向にある児童気	生徒に対し、別	室登校支援に	加え、学習支	
ウトリーチ型支援	援やアウトリ	ーチ型支援と	して訪問支援・	やサードプレィ	イスへの誘導を	:行います。	
事業	1 1 67 6 1FA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			
阿倍野区	何らかの理由で学校に行きづらい、学校になじめないなどの不登校のこどもや人						
不登校児などの相	との関わりにつまずきを感じる・コミュニケーションが苦手などの悩みを持つ 18						
談支援事業	歳未満のこどもとその保護者の支えになる場所の提供を行います。						
	+1.45 /= #A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			
西成区	西成区内の)小中学校にこ	ども生活・また	なびサポーター	-を配置し、児	童生徒の課題	
こども生活・まな	解決に向け「	電話や家庭訪	問による登校を	支援」、「既存施	策への利用勧	奨」等、個々	
びサポート事業	に応じた寄り	添い型の支援	を行うことで	学びの場への	定着につながる	るよう取り組	
	みます。						
	÷↓ 45 /= ±△	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		0	0			

基本施策(3) 施策4 こども・青少年が犯罪の被害に遭わないための環境をつくります 地域での見守り活動等の推進

事業名	概要					
住之江区	児童虐待や高齢者、障がいのある方に対する見守り活動の推進や虐待防止につい					
住之江区あったか	て区民に正し	て区民に正しい知識を持っていただくとともに、見守りや虐待防止のネットワーク				
ネット事業	構築を目的に、広く地域住民や学校、企業等を対象に研修を実施し、あったかネッ					
	トサポーター	-を養成します	0			
	11 A 1- 11 A	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢	対象年齢の区分なし				

事業名	概要						
複数区で実施	こどもの多	全を確保する	ため、通学路、	公園などに、	犯罪の抑制に	効果的な防犯	
防犯カメラ設置事	カメラを設置します。						
業	11 4 1 to 11 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		対象年齢の区分なし				
複数区で実施	青少年の優	全育成・非行	防止と、こども	ちの保護・安全	の強化、犯罪	の未然防止を	
青少年育成推進会	図るため、巡視等の校下活動や研修会等を開催します。また、地域において協力家						
議事業	庭や協力店舗に旗やステッカーを掲げていただき、こどもたちがトラブルに巻き込					ブルに巻き込	
	まれそうにな	こったときに駆	け込み、助けを	:求められる体	制整備として	こども 110番	
	の家事業を展	関します。					
	11 4 1 to 11 1	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		対象	年齢は各区に	よる		
複数区で実施	地域・事業	所·関係機関等	等と連携した防		び街路防犯灯	の設置助成等	
防犯事業	の防犯環境整	を備を通して、	街頭犯罪及び	こども被害の乳	巻生を抑止しま	す。	
	+1.4- /- #^	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
	対象年齢		対象	象年齢の区分な	îl		

基本施策 (3) 施策 5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します 【重点施策 16】若者への自立支援

事業名	概要					
住吉区	不登校やひ	不登校やひきこもりで悩んでいるこども・若者や就労に自信が持てない若者を対				
子ども・若者育成	象に、相談や	象に、相談や居場所づくり事業などの支援を行い、社会へとつなげていく取組を行				
支援事業	うとともに、関係機関や地域の団体等で構成する地域協議会を設置し、こども・若					
	者を取り巻く	諸課題に対す	る支援のあり	方などを検討し	します。	
	1 1 67 6 1FA	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
	対象年齢		0	0	0	0

基本施策 (3) 施策 5 社会的自立に困難を抱える若者を支援する取組を充実します 予期しない妊娠をした若年妊婦への支援

事業名	概要					
都島区	子育て支援室に新たに保育士資格等を有する会計年度任用職員を採用し、保健師					
要支援妊婦への訪	による家庭訪問への同行や電話相談者へのアプローチを行い、支援が必要な妊婦の					
問等支援	状況を把握します。福祉的な制度に繋げるなど、継続的な支援を行うことにより虐					
	待防止を図ります。					
	対象年齢	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
					0	0

用語の説明

【あ行】

○ いじめ

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

○ インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」のこと。

【か行】

○ 学校安心ルール

教育委員会において、社会で生きるうえで身に付けておかなければならない普遍的な事柄について繰り返し指導することを目的として「学校安心ルール」を作成している。 具体的なルールとしては、「他の子どもが嫌がることを言う」、「机にらくがきをする」などがあり、こども・保護者を含め誰もが納得する「してはいけない」ことに関するルール。

○ 教育・保育施設

幼稚園、保育所、認定こども園のこと。

小批用	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教		
幼稚園 	育を行う学校(3~5歳児が対象)		
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わっ		
保育所 	て保育する施設(0~5歳児が対象)		
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子		
応圧しても風	育て支援も行う施設(0~5歳児が対象)		

【さ行】

○ 児童虐待

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。) がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。)について行う次に掲げる行為。

- ・身体的虐待:児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・性的虐待:児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせる こと
- ・ネグレクト: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待又は心理的虐待と同様の 行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ・心理的虐待:児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

○ 社会情動的スキル

目標の達成(忍耐力、自己抑制、目標への情熱)、他者との協働(社交性、敬意、思いやり)、感情のコントロール(自尊心、楽観性、自信)の3つからなっている。

○ 社会的養護

保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

○ 住区基幹公園

都市の全域の中で配置される都市基幹公園と対となる、地区住民の身近な利用に供する比較的小規模な公園のこと。

○ 周産期

妊娠 22 週から出生後 7 日未満

○ 小規模グループケア

本体施設内に居室、居間及び食堂等入所しているこどもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所等の設備を備え、家庭的な雰囲気の中で適切な援助及び生活指導を行うことを目的とした支援形態。(児童養護施設6~8人、乳児院4~6人、児童心理治療施設5~7人)

○ 小児慢性特定疾病

小児の慢性疾患のうち、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、放置することが児童の健全な育成を阻害することとなるため、医療費の公費負担のある特定の疾病。

○ スクリーニング

本計画では、会議等を経て行う要支援者等の把握や情報共有、支援の要否判断、支援のための協議などの総称。

○ スーパーバイザー

児童養護施設等においては、入所児童の支援計画の進捗管理等のケースマネジメント、関係機関との連携における中心的な役割、職員に対する適切な指導により組織全体の資質を向上させていく役割のこと。

○ スマートスクール

スマートスクール・プラットフォーム実証事業のこと。総務省と文部科学省が連携し、 教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」 間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携方法等について実証し、「スマートスクール・ プラットフォーム」として標準化する。

○ 3R (スリーアール)

3つのRの総称。

リデュース:廃棄物の発生抑制(物を大切に使い、ごみを減らすこと)

リユース:再使用(使える物は、繰り返し使うこと)

リサイクル:再資源化(ごみを資源として再び利用すること)

○ セーフティネット

困難な状態に陥った場合に援助したり、またそうした状態になることを防止する仕 組み又は装置。

○ 相対的貧困率

所得中央値の一定割合(50%が一般的、いわゆる「貧困線」)を下回る所得しか得ていない者の割合。

【た行】

○ 地域型保育事業

保育所(原則 20 人以上)より少人数の単位で、0~2歳のこどもを保育する事業。 市町村による認可事業として地域型保育給付の対象となる事業。

家庭的保育事業	利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他				
	の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業				
小規模保育事業	利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業				
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする児童の居宅において家庭的保育者に				
店七切问空休月争未 	よる保育を行う事業				
事業所内保育事業	事業所内の施設において、事業所の従業員のこどものほ				
尹未/川竹体月	か、地域の保育を必要とするこどもの保育を行う事業				

○ 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用するこどもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく子ども・子育て支援法に基づく 13 事業。

国事業では、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業が該当する。

○ 地域小規模児童養護施設

児童養護施設本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用し近隣住民との 適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、入所してい るこどもの社会的自立を目的とした施設。(定員6名)

○ 知識創造型図書館

「いつでも・どこでも・だれもが、課題解決に必要な情報にアクセス可能な、創造都市の知識・情報基盤」として、レファレンス(調査相談)機能・情報提供サービスの高度化を進め一層の機能強化を図るとともに、未来を担うこどもの心を育て、豊かな感性と創造力をはぐくむため地域・学校との連携によるこどもの読書活動を推進する図書館のこと。

【な行】

○ 日齢 0 日児問題

予期せぬ妊娠をした妊婦が、周囲に知られたくないなどの思いから、医療機関・行政機関等に相談できないまま出産し、出産直後の実子を遺棄する問題。

○ 認知的スキル

基礎的認知能力(パターン認識、処理速度、記憶)、獲得された知識(呼び出す、抽出する、解釈する)、外挿された知識(考える、推論する、概念化する)の3つからなっている。

【は行】

○ はぐくみネット

地域社会の共有財産である学校を核に、学校教育支援の取組を進め、地域社会でさまざま人が継続的にこどもに関わる仕組みをつくり、人と人とのつながりによってこどもをはぐくんでいくという「教育コミュニティ」をつくることをめざして、市内の小学校区において設置されている小学校区教育協議会のこと。

○ 不登校

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

○ ペアレント・トレーニング

保護者が、自分のこどもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

○ 放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない 児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいう。

【や行】

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者又は特定 妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務 に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連 携のもとで対応していくための協議会。児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協 議会を市・各区に設置している。

○ ユニバーサルデザイン

老若男女、国籍、障がいに関わらず、どの人にとっても可能な限り使いやすい製品、 建物、空間などのデザイン。

$[A \sim Z]$

\bigcirc ICT

Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、日本語では一般に"情報通信技術"と訳される。情報処理及び情報通信といった、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。IT(情報技術)のほぼ同義語。